

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その52)

公的年金のしくみについて

Q 私は昭和41年6月1日生まれで、22歳のときに就職をし、10年間会社に勤めた後は、サラリーマンの夫の扶養となり現在専業主婦です。将来、夫が定年退職した後は、60歳まで国民年金に加入予定ですが、公的年金はどのようなかたちでもらえるのでしょうか？

A 公的年金を受給するためには、厚生年金保険や国民年金など公的年金制度に原則として25年以上加入しなければなりません。受給資格があって、厚生年金保険に1年以上加入したことがある場合、国民年金から支給される老齢基礎年金の他に厚生年金保険から老齢厚生年金が支給されます。下の図表を参考にしてください。

国民年金と厚生年金のしくみ

第1号被保険者は、自助努力で
上乗せ年金を準備

東洋紡
企業年金基金

制度の背景
昭和61年4月から国民年金が共通の基礎部分の年金として1本化。
それまでは、それぞれの公的年金制度に加入し、その制度から年金を受けていた。

国民年金基金

厚生年金

国民年金(基礎年金)

厚生年金被保険者は、国民年金の被保険者のうち「第2号被保険者」に分類される

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業・学生など	厚生年金被保険者(民間の会社員など)	厚生年金被保険者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者
保険料	月額13,300円	標準報酬月額にて保険料算定	保険料負担なし
受給する年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金(国民年金) 老齢厚生年金(厚生年金)	老齢基礎年金
その他	保険料免除制度 付加保険料		

保険料免除制度 所得が少なく保険料を納めるのが困難なとき、申請して承認されると免除されます。

付加保険料 より多くの年金を希望する方は、1ヵ月400円の追加負担で、将来付加年金額(200円×付加保険料納付月数)が増額されます。

厚生年金保険料に国民年金保険料も含まれているので将来、厚生年金保険から「厚生年金」、国民年金からは「基礎年金」が支給されます。

保険料の負担については、医療保険同様、個別に負担することは求めず、夫が加入する被用者年金制度で負担する。

加入期間と受給できる年金の関係(例題の場合)

昭和41年6月1日生まれの場合 65歳から『老齢基礎年金』と『老齢厚生年金』が支給される。(特別支給の老齢厚生年金はなし)

← 受給資格期間 → 70歳

20歳 就職 退職 夫が退職 60歳

国民年金に加入(第1号被保険者) 厚生年金保険に加入(第2号被保険者) サラリーマンの配偶者(第3号被保険者) 国民年金に加入(第1号被保険者)

平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 加入月数

老齢厚生年金
65歳までは
特別支給の報酬比例部分

老齢基礎年金
65歳までは
特別支給の定額部分

老齢基礎年金

794,500円 × $\frac{\text{保険料納付月数} + \text{保険料全面免除された月数} \times 1/3 + \text{保険料を半額免除された月数} \times 2/3}{40年 \times 12ヵ月}$

—特別支給の老齢厚生年金とは...—

老齢厚生年金は65歳からの支給ですが、当分の間、厚生年金独自の給付として『特別支給の老齢厚生年金』を支給しています。昭和60年の年金改正で、支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられました。現在、経過措置として段階的に支給開始年齢が引き上げられていますが、昭和41年4月2日生まれ以降の女子からは引き上げが終了し、『特別支給の老齢厚生年金』はなくなり、老齢厚生年金、老齢基礎年金ともに65歳からの支給になります。

『特別支給の老齢厚生年金』 = 65歳になるまでに支給される厚生年金保険に加入していた期間の年金(報酬比例部分 + 定額部分)

*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@staff.toyobo.co.jpまでメールしてください。